

学校いじめ防止基本方針

大阪府立緑風冠高等学校
令和5年4月28日改定

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。本校では、「人権感覚豊かな人格育成」を教育方針の一つとしている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1章 基本的な考え方

(1) いじめとは？

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（『いじめ防止対策推進法 第2条』より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめについての基本認識

日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むためには、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識することが必要である。以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、絶対に許されない。
- ② いじめは、卑怯な行為である。
- ③ いじめは、どの生徒にも、どのクラスでも、どの学校にも起こり得るものである。
- ④ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑤ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめを受けている生徒を守り通すという観点から毅然とした対応が必要である。

- ・ 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 →脅迫、名誉棄損、侮辱
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。 →攻撃
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 →暴行
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 →暴行、傷害
- ・ 金品をたかられる。 →恐喝
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 →窃盗、器物破損
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 →強要、強制わいせつ
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 →名誉棄損、侮辱

(4) いじめは見えにくい

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。

(時間と場所) 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態

(カモフラージュ) 遊びやふざけあいのような形態

被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態

部活動の練習のふりをして行われている形態

イ いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめを受けている生徒は、「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」などといった心理が働きます。

ウ ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネット上のいじめは殆ど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

第2章 いじめ対策委員会

いじめ問題については、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組む必要がある。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校では、いじめ問題への組織的な取組みを推進するため「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策委員会を中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

<構成員>校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育主担、生徒相談主担、学年主任(3名)、当該担任、養護教諭、(必要に応じて) SC、SSW 等

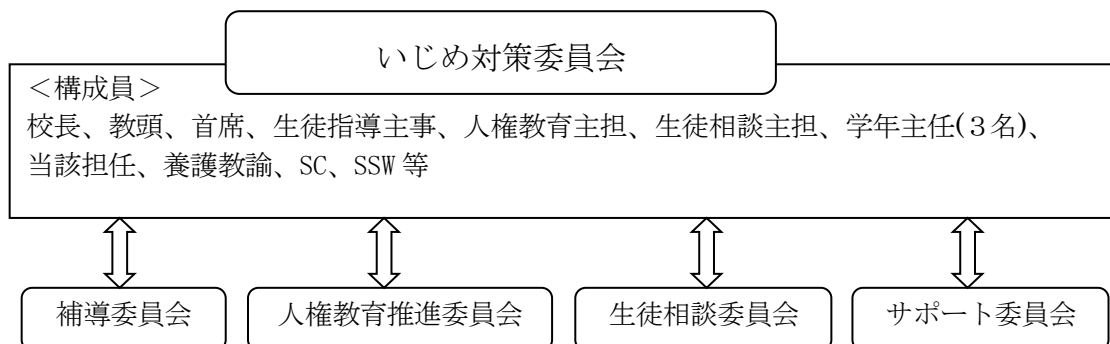
<役割>いじめの未然防止及び対応

教職員の資質向上のための校内研修

年間計画の企画、進捗状況のチェック

各取組の有効性の検証

「学校いじめ防止基本方針」の見直し



(1) いじめ対策委員会を中核とした一貫した対応

事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該委員会に報告・相談する。教職員は、他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

*いじめ事案の報告は個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、記録を残し、気づきを共有して早期対応につなげることが目的である。

(2) SC・SSW等の活用

SCやSSW等の活用により、いじめに関する通報及び相談体制を整備する。また児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知し、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(3) いじめ対策委員会の役割

- ア いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- エ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- カ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- キ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

第3章 いじめ防止に向けての年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	・生徒及び保護者への相談窓口周知 ・高校生活支援カードを通して把握した生徒状況の集約 ・新入生オリエンテーション(コミュニケーション能力の育成) ・個人面談	・生徒及び保護者への相談窓口周知 ・個人面談	・生徒及び保護者への相談窓口周知 ・個人面談	・いじめ対策委員会(年間計画の策定) ・「学校いじめ防止基本方針」の周知
5月	・校外学習	・校外学習	・校外学習	・PTA総会「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	・体育大会 ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	・体育大会 ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	・体育大会 ・保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	・授業力向上に向けての授業評価週間(わかる授業づくりの推進)
7月	・いじめアンケート実施	・いじめアンケート実施	・いじめアンケート実施	・いじめ対策委員会(アンケートを受けて)
8月	・職業インタビュー(実地体験)			
9月	・文化祭 ・人権HR	・文化祭	・文化祭 ・人権HR	
10月	・個人面談 ・いじめアンケート実施	・個人面談 ・いじめアンケート実施	・個人面談 ・いじめアンケート実施	・いじめ対策委員会(アンケートを受けて)
11月	・保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	・保護者懇談週間(家庭での様子の把握) ・人権HR ・修学旅行	・保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	・授業力向上に向けての授業評価週間(わかる授業づくりの推進)
12月	・いじめアンケート実施	・いじめアンケート実施	・いじめアンケート実施	・いじめ対策委員会(アンケートを受けて)
1月	・百人一首大会	・百人一首大会		
2月	・耐寒行事	・耐寒行事		
3月	・高校生活支援カードを通して把握した生徒状況の引継ぎ	・高校生活支援カードを通して把握した生徒状況の引継ぎ		・いじめ対策委員会(取組みの検証)

いじめ対策委員会は、学期末等を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうま

くいかなかったケースの検証、必要に応じて方針や計画の見直しなどを行う。

第4章 未然防止のためには？

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・クラス自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(1) 基本的考え方

「いじめが起こらないクラスづくり・学校づくり」に向け、いじめの未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、「いじめはどのクラスにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まなければならない。

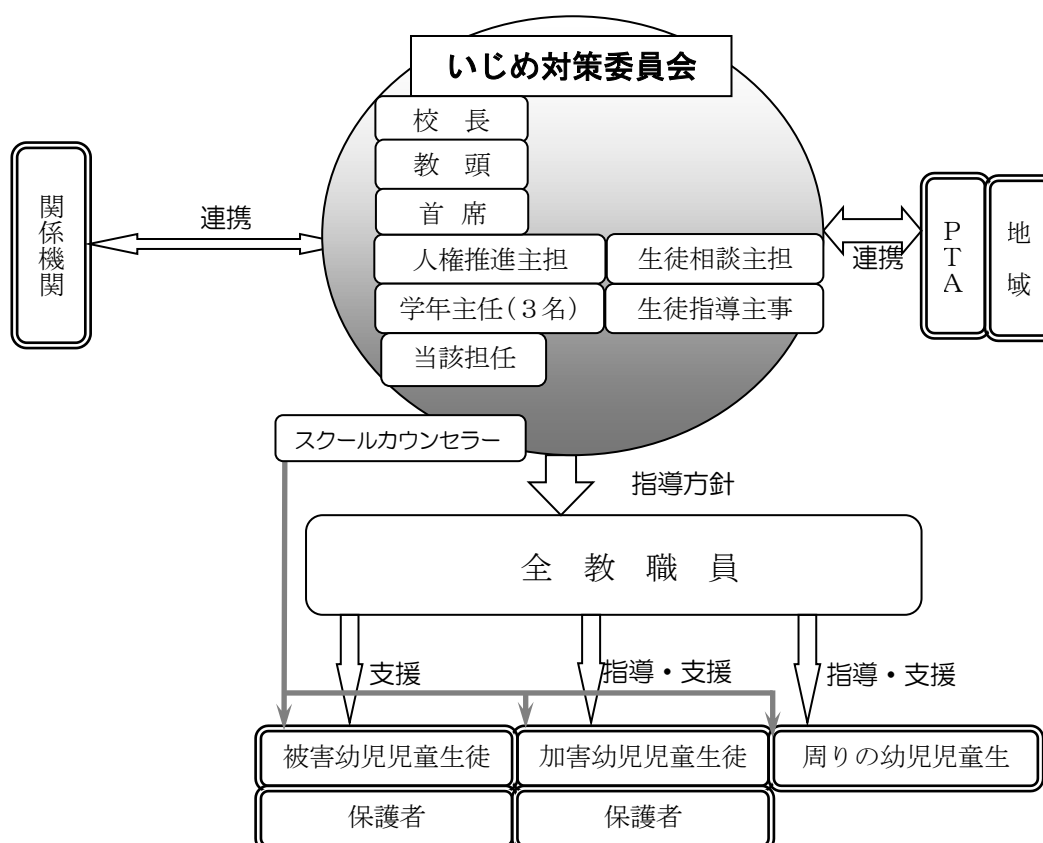
(2) 違いを認め合い、お互いに尊重する仲間づくり

生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じることでできる「心の居場所づくり」の取組みが大切である。授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒を成長させる。また、生徒への温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。違いを認め合い一人ひとりを尊重する仲間づくりが大切である。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組み

生徒が人の痛みを思いやることができるよう生命尊重の精神を育むとともに、人権意識を高め、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。心根が揺さぶられる教材などを通して、人としての思いやりの心や心づかい、やさしさに触れることは、いじめの未然防止につながると考えられる。

(4) 未然防止のための学校体制



第5章 早期発見のためには？

いじめの特性として、いじめを受けている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えられなく、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

(1) 基本は「気づき」

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期に発見するためには、日頃から教職員と生徒との間に信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識した上で、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。教職員が生徒のささいな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない感性を養うことが大切である。

(2) 情報の共有

高等学校では教科担任制をとっているため、担任以外の教職員の発見も起こりえる。すべての教職員の間で情報を共有することが大切である。

(3) 早期発見の方法

ア 日々の観察

授業や休憩時間、昼休みや放課後等のあらゆる機会を通して、生徒の様子を観察し、ささいな変化を敏感に察知する。

イ 教育相談

生徒相談委員会を中心とした教育相談体制を整備し、生徒及び保護者に対し、いじめに関する相談窓口を周知する。

相談窓口：

- ・ 生徒相談委員（昼休み、生徒相談室にて）
- ・ スクールカウンセラー（生徒相談委員会を通して）
- ・ すこやか教育相談 24（0120-0-78310、24時間対応 *PHS、IP電話はつながらない）
- ・ 大阪府教育センター すこやかホットライン
Mail : sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp Tel : 06-6607-7361
午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日（祝日・休日は除く）
- ・ 子ども家庭相談室
Tel : 0120-928-704、午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

ウ いじめ発見アンケート（生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」）

いじめを発見する方法として、生徒アンケートを年2回（6月と11月）実施し、早期発見に努める。その場での記入が難しい場合には持ち帰り等、十分な配慮が必要である。

(4) 生徒から訴えがあった場合には…

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識した上で、対応について細心の注意を払う必要がある。

ア 本人からの訴え

① 心身の安全を保証する

「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、全力で守る手だてを考えなければなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する場所を提供するとともに、担任や生徒相談委員、スクールカウンセラーを中心に心のケアに努めることが必要である。

② 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

イ 周りの生徒からの訴え

「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(5) 保護者から訴えがあった場合には…

保護者がいじめに気づいたときにすぐに学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築することが必要である。そのためには、日頃から生徒の良いところや気になる場所など学校の様子を連絡することが大切である。

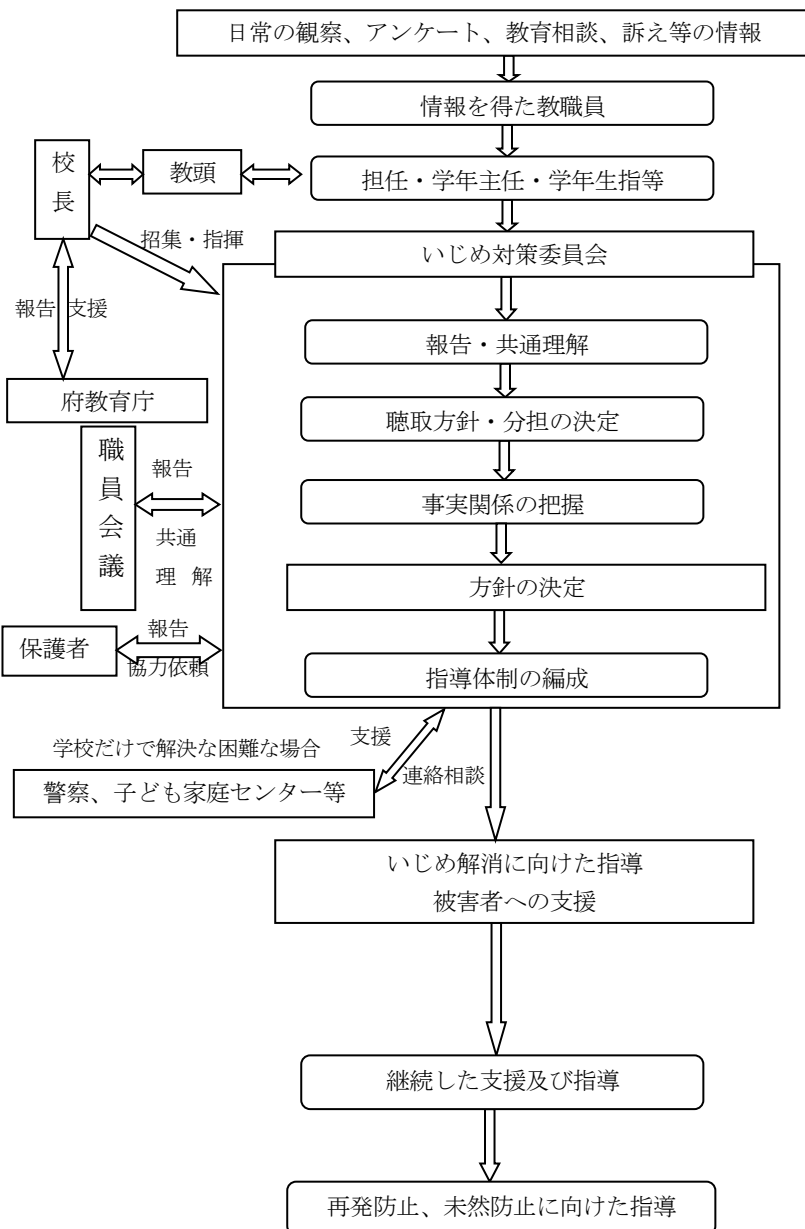
第6章 いじめが生じた場合の対応

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な支援を行うとともに、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

発見 ↓ 情報 収集	<ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた生徒を徹底して守る。 当事者双方からの聴取り、記録する。
情報 収集 ↓ 事実 確認	<ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの生徒からの聴取り、記録する。 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 いじめの全体像を把握する。
方針 決定	<ul style="list-style-type: none"> 指導のねらいを明確にする。 すべての教職員の共通理解を図る。 対応する教職員の役割分担を考える。 教育委員会や警察等の関係機関との連携を図る。
指導 支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への支援（心配や不安を取り除く） 加害者への指導（相手の苦しみや痛みを知る中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を高める）
今後の 対応	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への支援（SC等の活用） 生徒一人ひとりの居場所づくりに努め、自尊心を高める指導を行う。 日頃から生徒との関わりを強く持ち、信頼関係を基本にしたクラス経営を行う。



(2) 発見時の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。あわせて、ただちにクラス担任、学年主任、学年生指に連絡し、あわせて管理職に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。

(3) 正確な情報収集と事実確認

ア いじめを受けた生徒・いじめた生徒からの聴取り

- いじめを受けていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から事情を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所や時間等、慎重に配慮する。その際、子どもの立場に立って思いを十分に聴き取ることが大切である。
- 聴取りは、いじめを受けている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- いじめの事実確認は、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取る。
- 目撃した生徒がいる場合は、その生徒からも状況を聴き取る。
- 状況に応じて、いじめを受けている生徒やいじめの情報を伝えた生徒を守るため、登下校や休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を構築する。

イ 正確な事実確認と情報の共有

- ・ いじめの事実確認は周囲の生徒や保護者などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ 保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・学年生指等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。

(4) 把握すべき情報

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ・ 誰が誰をいじめているのか？ | <加害者と被害者> |
| ・ いつ、どこで起こったのか？ | <時間と場所> |
| ・ どんな内容のいじめか？ どんないじめを受けたのか？ | <内容> |
| ・ いじめのきっかけは何か？ | <背景と要因> |
| ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | <期間> |

※ 把握した情報の取扱いには、十分注意する。

(5) 方針の決定（いじめ対策委員会）

- ・ いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ・ いじめを受けた生徒への支援方針、いじめた生徒への指導方針を決定し、役割を分担する。
- ・ クラスや学年全体への指導方法、警察等の関係機関との連携も検討する。

(6) いじめを受けた生徒に対する支援内容

いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

ア 生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- ・ 早い段階で、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭での変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

※ いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談にいかれてはどうですか？

(7) いじめた生徒に対する指導

ア 生徒に対して

家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたっては複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめを受けた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。
- ・ 保護者からの謝罪の必要性を明確に伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(8) 周りの生徒に対する指導

同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、いじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- ・ 「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲裁者」への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(9) 継続した支援と指導

いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚してクラスを経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題へとつなげ教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業やクラス活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育大会や文化祭、研修旅行等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引続き、十分な観察を行い、折に触れて必要な支援と指導を継続的に行う。
- ・ 生徒との積極的な関わりを通して、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめを受けた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させるなど心のケアにあたる。

※ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続していること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

第7章 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談し、対応方針を検討する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

- ・ いじめを受けている生徒やその保護者が被害届を提出した際には、見守り体制を整え、心身の安心と安全を確保する。
- ・ 生徒の生命や身体の安全が脅かされる場合は、直ちに警察に通報する必要がある。

※ 四條畷警察署 072-875-1234

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

暴行 (刑法第 208 条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例 プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。
恐喝 (刑法第 249 条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例 因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害 (刑法第 204 条)	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 顔面を殴り鼻骨骨折等のケガを負わせた。
強要 (刑法第 223 条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例 コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗 (刑法第 235 条)	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 カバン等の所持品を盗んだ。
器物損壊等 (刑法第 261 条)	前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例 携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ (刑法第 176 条)	13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例 無理矢理に服を脱がせて裸にした。

第 8 章 生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

速やかに大阪府教育庁（高等学校課 生徒指導グループ）や警察等の関係機関へ報告し、管理職が中心となって学校全体で組織的に対応する。

- ・ 事案によっては、学年や学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会を開催する。
- ・ 事案によっては、マスコミへの対応も想定される。対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

第9章 ネット上のいじめへの対応

近年、子どもたちの携帯電話のメールやLINE、インターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等で、特定の子どもに対する誹謗・中傷が行われるなど、新しい形のいじめ問題が生じている。

(1) 特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなっている。
- ・ ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 類型

① 掲示板・ブログ（ウェブログ）・プロフィール（プロフィールサイト）での「ネット上のいじめ」

誹謗・中傷の書き込み	事例 ブログ、プロフィールに、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込まれいじめにつながった。
個人情報の無断掲載	事例 掲示板に、本人に無断で、実名や電話番号、写真等が掲載され、迷惑メールが届くようになった。 事例 個人情報や容姿・性格を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるいじめにつながった。
特定の子どもへのなりすまし	事例 特定の子どもになりすまし電話番号やメールアドレスを掲載したプロフィールを作成、「暇だから電話して」と書き込んだことで、なりすまされた子どもに他人から電話がかかってきた。

② メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもへの誹謗・中傷	事例 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信して、いじめを行った。
「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信	事例 特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール」を、同一学校の複数の子どもに送信し、当該の子どもへの誹謗・中傷が学校全体に広まった。
「なりすましメール」での誹謗・中傷	事例 クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した。

③ その他

事例 ロコみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みを行った。

(3) 未然防止に向けての情報モラルに関する指導

情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。あわせて、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

ア インターネットの特殊性を踏まえて

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

イ 生徒たちの心理

- ・ 匿名で書き込みができるなら…
- ・ 自分だと分からなければ…
- ・ 誰にも気づかれず、見られていないから…
- ・ あの子がやっているなら…
- ・ 動画共有サイトで目立ちたい…

(4) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や警察等の外部機関と連携して対応する。

ア 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・ 情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。
- ・ 情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

イ 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

- ・ パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。
- ・ 携帯電話での誹謗・中傷等、プリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラで撮影する。
- ・ 書き込みの内容が緊急性を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告など）は、警察等の関係機関に連絡する。
→犯罪に関わるケース …警察（被害の子ども・その保護者から被害届）
→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

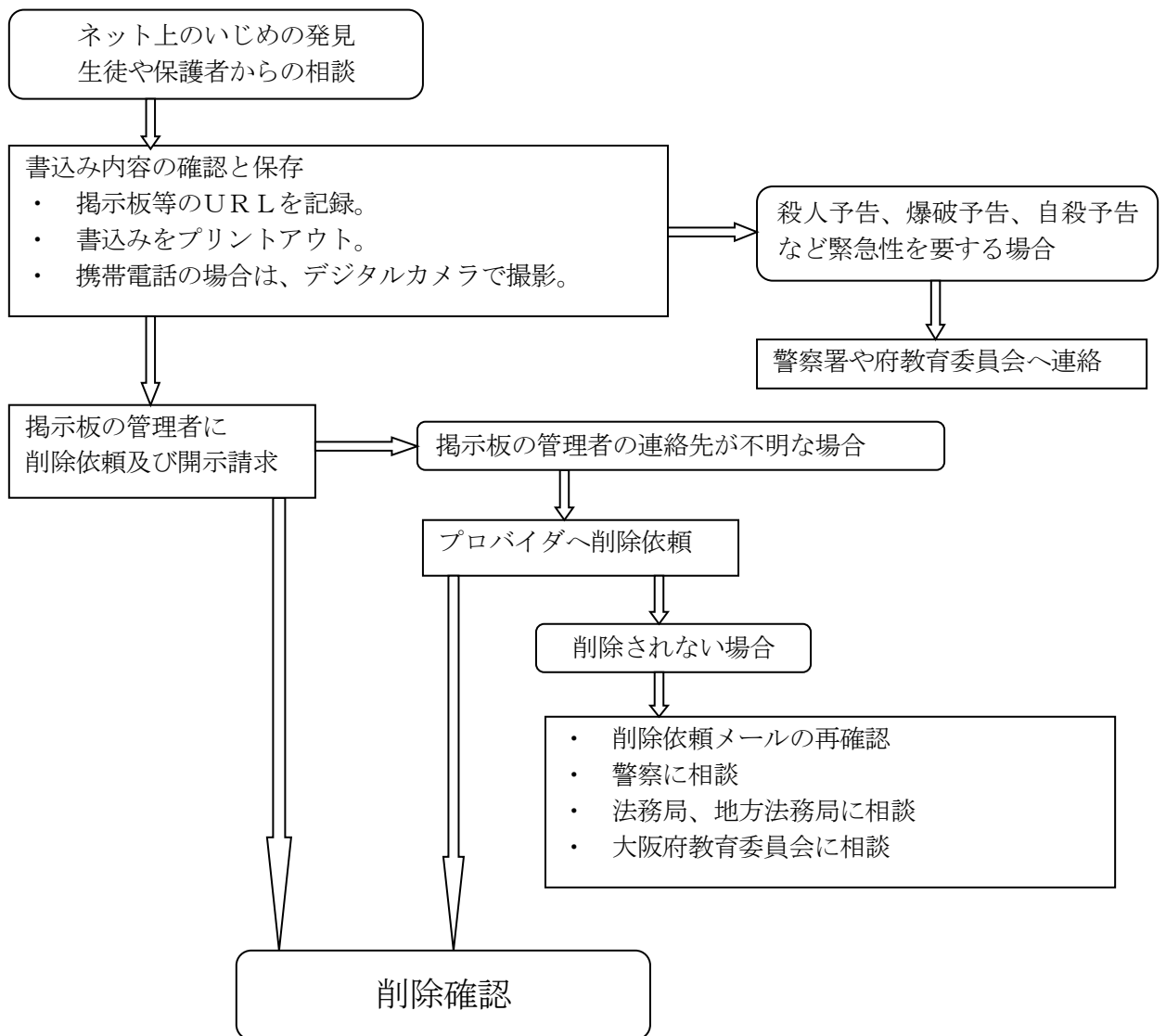
ウ 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい） 基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。

- ・ 掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。
- ・ 該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み、送信する。ただし、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。

エ 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

掲示板等の管理者の連絡先が不明あるいは削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。

- ・ 掲示板等の管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。
- ・ それでも削除されない場合、警察や法務局、地方法務局、大阪府教育委員会に相談するなどして、対応方法を検討する。



第10章 いじめを早期に発見するポイント

(1) 学校で

- 授業に意欲をなくし、集中力がなくなってきたくないか？
- 休み時間や放課後、一人でいることが多いか？
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろしないか？
- 保健室に出入りすることが多くなっていないか？
- いつもおどおどしていないか？
- 理由なく欠席、遅刻、早退が増えてきていないか？
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡がないか？
- 衣服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか？
- 元気がなく、気持ちが沈んでいないか？
- 教員を避けるようになっていないか？
- グループから急に離れたたり、交友関係が変化していないか？
- 常に人の言いなりになっていないか？
- 一人離れて教室に入っていないか？
- イスや机を乱されていないか？
- 授業中発言したら、理由もなく笑われていないか？
- みんながやりたがらない仕事を押しつけられていないか？
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだしていないか？

(2) 家庭で

ア ちょっと気になる段階

- ・ 元気がなく、イライラしている。
- ・ 朝晩のあいさつや話をしなくなった。
- ・ 持ち物をよくなっていく。
- ・ 急に成績が下がる。
- ・ 食欲がなくなっている。
- ・ 家族に乱暴な態度をとる。
- ・ 帰ってくると服が汚れている。
- ・ お金をねだる。
- ・ 友達からの電話に対して対応が暗い。

イ 対応が必要と思われる段階

- ・ 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。
- ・ 悪口の書かれた手紙がある。
- ・ 家のお金がなくなっている。
- ・ 身体に不自然な傷やあざがある。
- ・ 友だちからたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。
- ・ 買った覚えのない物を持っている。
- ・ 夜、寝られなかったり、夜中にうなされる。
- ・ 友だちが急に遊びに来なくなり、一人ぼっちのことが増えた。
- ・ 学校に行きたがらない。
- ・ 衣服に破れや、靴のあとがある。
- ・ たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。

(参考)

- ・ 浪速高等学校・浪速中学校
『いじめ防止基本方針—すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように—』
- ・ 文部科学省『いじめ防止対策推進法』
『いじめの防止等のための基本的な方針』
『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』
- ・ 国立教育政策研究所
『「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A』
- ・ 大阪府教育委員会
『いじめ対応マニュアル』
『いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ』
『5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート』
『いじめ防止指針』